

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案について 慎重審議を求める会長声明

「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」が本年3月11日に閣議決定され、同年4月1日に国会に提出された。そもそも、電子情報に対する法的規制が過度になされる場合には憲法が保障する表現の自由に対する萎縮の効果を与えるおそれがある。その点を踏まえると、同法案については、次のような問題点が存する。

まず、通信履歴の保全要請については、特に、表現の自由と表裏一体をなす憲法が保障する通信の秘密が、通信内容のみならず、その発信人または受信人の氏名・居所および通信の日時や回数など通信の履歴に関するすべての事項にも及ぶと解されてきたこと、プライバシーの権利や利益を侵害する捜査行為は任意処分としては行うことはできず、強制処分としてのみ行うこととすべきであることを考えると、捜査機関が、裁判官が発する令状もなくプロバイダ等に対し、その業務上記録している電気通信の発信元、発信先、通信日時その他の通信履歴を消去しないよう求めることができるとするのは、「任意処分に名を借りた事実上の強制処分」とも言うべきものであり、通信の秘密を保障する憲法21条2項後段、適正手続の保障を定める憲法31条、捜索・押収について令状主義を規定する憲法35条に違反する可能性が極めて強いと言わざるを得ない。

また、同法案の不正指令電磁的記録等作成等の罪については、いわゆる電子ウイルスを取り締まるという立法趣旨は理解しうるものの、プログラムする行為そのものが作成罪として処罰されるとともに、同法案が規定する「正当な理由なく」という文言や「人の電子計算機における実行の用に供する目的」が要求されているだけでは、コンピュータ・システムの正当な試験のために行われる開発行為などがこの罪に該当しないか否かが不明確であり、犯罪の構成要件

においても「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与えるべき電磁的記録」という文言は極めて曖昧であり、どのような場合に本罪が成立するのかが明確ではなく、主観的な目的や客観的な対象のいずれについても、より明確に限定されなければ、憲法31条に違反する可能性が強いと言わざるを得ない。

さらに、同法案が規定する電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法の整備については、今日のコンピュータ社会においてその規制の必要性は否定できないとしても、特に、被疑者に対する電磁的記録に係る差押えについては、捜査現場における可視性・可読性がないことから、捜査機関により恣意的・一般探索的になされ、無関係の情報が大量に記録された媒体が包括的に差し押さえられてしまう危険性がある上、これらの電子情報については、処理・加工・消去が容易であり、改ざんの危険も存する。そこで、請求権者を限定したり、コンピュータの専門家を立ち合わせたり、捜索・差押の対象となる電子計算機や記録媒体等の特定をより厳格に行う必要があるとともに、押収した記録媒体等について封印処理をするなど改ざんを不可能とする措置についても検討し、併せて規定する必要がある。

当会は、同法案におけるこれらの問題点について、国会において十分に慎重な審議がなされ、憲法の規定する表現の自由、通信の秘密、適正手続の保障、令状主義に抵触するような事態が発生することがないように、国会における慎重な審議を強く求めるものである。

2011年5月23日
東京弁護士会会長 竹之内 明

「布川事件」無罪判決に関する会長声明

本日、水戸地方裁判所土浦支部は、いわゆる「布川事件」について櫻井昌司氏及び杉山卓男氏に対し無罪を言い渡した。

この事件は、1967（昭和42）年8月に茨城県利根町布川で発生した強盗殺人事件について犯人と疑われた櫻井氏と杉山氏が、代用監獄における取調べの過程で自白をさせられたものの公判では今日まで一貫して無実を叫び続けてきた事案である。

この度の無罪判決は、事件発生後43年以上も冤罪の惨禍に苦しんできた櫻井氏と杉山氏の無実の訴えに対して裁判所がようやく応えたものである。正義の実現に長い時間がかかったとはいえ、この結論を高く評価したい。

本件では、捜査機関による自白の強要や証拠隠しの存在がつとに指摘されてきており、このことは冤罪を防止するための制度改革の必要性を強く示すものである。

当会は、検察官がこの無罪判決を容れて控訴をしないことを求めるとともに、取調べの可視化（取調べ全過程の録画）、人質司法の打破、検察官手持証拠の全面開示、代用監獄の廃止等の刑事司法の抜本的改革を実現するために全力を尽くすことを決意する。

2011年5月24日
東京弁護士会会長 竹之内 明

「法曹の養成に関するフォーラム」の議事の公開を求める会長声明

本年5月13日、法務省は、法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うため、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣が、共同して「法曹の養成に関するフォーラム」（以下「フォーラム」という。）を開催する旨を発表した。

このフォーラムは、昨年11月26日に成立した「今後1年間、暫定的に司法修習費用の貸与制を停止し、給与の支給を行う」ことを内容とする「裁判所法の一部を改正する法律」の衆議院法務委員会附帯決議の趣旨を踏まえて開催されるものである。当会は、「昨今の法曹志望者が置かれている厳しい経済状況にかんがみ、それらの者が経済的理由から法曹になることを断念することがないように、法曹養成制度に対する財政支援の在り方について見直しを行う」との上記改正法の趣旨にしたがって、給費制を含む法曹養成の在り方について、フォーラムで充実した審議がなされ、法曹志望者の減少という危機的事態の解決策が見いだされることを強く願うものである。

ところで、フォーラムにおいては、「会議は非公開とする。原則として、会議終了後速やかに議事録を作成して公表する。」とされている。

しかし、司法の担い手であり、我が国の社会の隅々に「法の支配」を行き渡らせる社会的使命を持つ法曹の養成についての議論は、「法の支配」の受益者である市民がリアルタイムで見聞きすることができる公開の場でこそなされるべきであり、非公開の場で行う合理的な理由はない。また、司法修習生に対する財政援助については、昨年、全国で約68万筆（当会で8万筆）の給費制の存続を求める請願署名が寄せられており、世論の関心も高い。さらに、平成13年に我が国に「法の支配」を行き渡らせるために、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を養成することを提言した司法制度改革審議会の議事は公開されていたし、この間法務省において開催された「検察の在り方検討会議」においても別室で同時中継する形式で会議が公開されていた。

よって、当会は、フォーラムを構成する関係諸機関及び有識者に対し、市民に開かれた充実した審議を行うべく、会議を公開することを強く求めるものである。

2011年5月23日
東京弁護士会会長 竹之内 明

外出する受刑者に位置把握装置の装着等を義務付ける 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則改正に反対する会長声明

法務省は、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（法務省令）を改正し、受刑者に外部通勤作業を行わせる場合又は外出・外泊を許す場合に、受刑者に位置把握装置（GPS機能付きの携帯電話と手首が足首に巻く小型装置）を装着等することを条件としようとしている。同改正規則は、本年6月1日から施行される。

刑事被収容者処遇法の一つの目玉であった外部通勤や外出・外泊の運用が低調であることは確かであり、これをより利用しやすいように運用したいとする意図自体は理解できない訳ではない。

しかしながら、位置把握装置の形状や利用方法によっては、それを装着して外出・外泊する受刑者が一般市民から一目瞭然となり、事実上、受刑者が外出することを妨げることにならないか、受刑者が常時監視されていると意識することにより、精神的・心理的な圧迫をうけるおそれがないかについて、何ら実証的な検討がなされないまま、法律改正ではなく、法務省令の改正という省内の内部手続によって導入されようとしていることについては疑問なしとし

ない。

また、位置把握装置の装着等に受刑者が同意しない限り、外部通勤や外出・外泊が実現しないことになり、受刑者によっては、事実上同意することを強制される者も出てくるかもしれないことが予想される。

さらに、外部通勤や外出・外泊の場面での位置把握装置の装着等の実績を踏まえて、今後、位置把握装置の装着等が仮釈放の条件とされるなど、他の場面での位置把握装置の利用の拡大につながり、受刑者に対する過度の自由の制約に道を開くのではないかとの懸念もある。

よって、当会は、このような法務省令の改正には反対であり、仮に導入するにしても、試行期間を設け、且つ、運用に際しても、外部通勤や外出・外泊を希望する受刑者に対し、位置把握装置の装着等を事実上強制することがないように慎重の上にも慎重を期することを強く要望する。

2011年5月24日
東京弁護士会会長 竹之内 明